

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和5年（2023年）5月26日

北海道知事 鈴木 直道

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 業務名 令和5年度北海道低所得世帯臨時特別給付金支給事業委託業務

(2) 業務の目的及び内容

物価高騰による負担増を踏まえ、低所得世帯の生活の安定を図るため、各市町村による住民税非課税世帯への給付の対象とならない、住民税均等割のみ課税世帯に対し、臨時的措置として1万2千円を給付する。

(3) 契約期間 契約締結日から令和6年（2024年）2月29日まで

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

(1) 過去に、「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」、「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」、「臨時福祉給付金」、「特別定額給付金」等の類似事業を元請として受託し、適切に業務を実施した実績を有すること。

(2) 道内に本事業実施が可能な拠点を有すること（本事業の受託後、新たに有する予定である場合を含む）。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

(4) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(5) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(6) 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(7) 宗教活動又は政治活動を目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（その候補者を含む）若しくは政党を推薦し、支持し又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと。

(8) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ）

イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

ウ 消費税及び地方消費税

(9) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。)

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

(10) 特定非営利活動法人の場合は、直近2年度分の特定非営利活動促進法第29条に定める事業報告書を所管庁へ提出していること。

(11) 法人格を有していること。なお、コンソーシアムの場合は次の全てを満たすこと。

ア コンソーシアムを構成する各団体等が明確であり、それぞれが法人格を有し、かつ上記（3）から

(10) の要件を満たしていること。

イ 構成員間における協定書等において、事故が起きた場合の責任の所在が明確になっていること。

ウ コンソーシアムの構成員が単体の法人又は本事業における他のコンソーシアムの構成員として参加する者でないこと。

3 参加資格の審査

(1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次のアからオまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請書の交付期間 令和5年（2023年）5月26日（金）から令和5年（2023年）6月5日（月）まで（交付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで）

イ 申請書の交付場所

郵便番号060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道保健福祉部福祉局地域福祉課

電話番号（代表）011-231-4111 内線25-614

なお、申請書は北海道保健福祉部福祉局地域福祉課のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/fe>）

g/154208.htm)においてダウンロードすることができる。

ウ 申請書の提出期限 令和5年(2023年)6月5日(月)午後5時必着

エ 申請書の提出方法 持参又は郵送(書留郵便)による。

(持参の場合は、閉庁日を除く午前9時から午後5時まで)

オ 申請書の提出場所 3の(1)のイに同じ。

(2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

4 説明書の交付に関する事項

(1) 交付期間 3の(1)のアに同じ。

(2) 交付場所 3の(1)のイに同じ。

5 提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 提出期限 令和5年(2023年)6月15日(木)午後5時必着

(2) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便)による。

(持参の場合は、閉庁日を除く午前9時から午後5時まで)

(3) 提出場所 3の(1)のイに同じ。

6 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

7 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者(以下「特定者」という。)を選定する。

8 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

9 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

3の(1)のイに同じ。

10 その他

(1) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

(2) 審査結果及び特定者名は、公表する。

(3) 詳細は、説明書による。